

6

健康診断制度の導入

パートタイマーの健康診断(雇入時健康診断、定期健康診断、人間ドック、生活習慣病予防検診のうちいずれか一つ以上)の制度を設けた上で、その受診者が延べ4名(注)以上出た場合

		支給額	
		中小企業	大企業
申請回	企業規模		
第1回目		15万円	
第2回目		25万円	15万円

- 雇入時健康診断と定期健康診断の場合は、1週間の所定労働時間が正社員の4分の3未満のパートタイマーに実施した場合にのみ支給の対象となります。
- いずれかの措置を最初に導入した日から起算して、2年以内に延べ4人以上受診者がいることが必要です。